

朝霞市規則第6号

朝霞市職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市職員の管理職手当支給に関する規則（昭和37年朝霞市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「）、室長」の次に「（係長に相当する職を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。